

# 「玉野山田荘褥瘡対策チーム指針」

I. 趣旨

II. 対策チーム設置と規定

III. 褥瘡対策についての手順

特別養護老人ホーム 玉野山田荘

# 「玉野山田荘褥瘡対策チーム指針」

## I. 趣旨

本指針は特別養護老人ホーム玉野山田荘での褥瘡対策について取り扱う。

## II. 対策チーム設置と規定

### (設置目的)

第 1 条 特別養護老人ホーム玉野山田荘は、当該施設における褥瘡の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため「玉野山田荘褥瘡対策チーム」を設置する。

### (組 織)

第 2 条 褥瘡対策チームは次の職種をもって構成する。

(1) 構成員は、次の各業務担当者をもって充てる。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 看護師（褥瘡対策担当者） | 1 名         |
| 介護職員         | 感染対策委員会メンバー |
| 管理栄養士        | 1 名         |
| 介護支援専門員      | 1 名         |
| 機能訓練指導員      | 1 名         |

(2) 第三者（学識経験者）として嘱託医師を充て、必要な専門的意見を聴取する。

### (会 議)

第 3 条 会議については以下のように定める

- (1) 対策会議はおおむね 3 月に 1 回程度開催する
- (2) チームは、褥瘡予防対策についての職員研修会を年 2 回程度実施する。

### (運 営)

第 4 条 対策会議の議長は、褥瘡対策担当者がこれにあたる。

- (1) 褥瘡対策担当者は、必要に応じ臨時の対策会議を開催することが出来る。
- (2) チームは、必要に応じて第三者（学識経験者）の出席を求め、助言または意見を聴取することができる。

### (記録の保存)

第 5 条 チームの協議内容記録は 5 年間保存とする。

### Ⅲ. 褥瘡対策についての手順

#### (予 防)

第7条 褥瘡対策チームは褥瘡が発生しないよう適切な介護を確立し、その発生を予防するための体制を整備する。

- ① 食生活への援助
- ② 身体清潔への援助
- ③ 衣生活への援助
- ④ 体位変換・エアーマット

#### (褥瘡ケア)

第8条 DESIGN(褥瘡経過評価)及び専門医指示の処置方法と手順の徹底により早期治癒を目指す。

- (1) 高リスク者のこまめな皮膚の状態観察
- (2) 早期及び定期皮膚科受診
- (3) 処置方法の徹底と手順の明確化

#### (記 録)

第9条 DESIGN(褥瘡経過評価)として、褥瘡経過評価写真及び玉野山田荘褥瘡経過評価表への記録を行なう。

- (1) 褥瘡リスク者については半月もしくは1月に一回程度、褥瘡部位写真添付の経過評価表を作成する。
- (2) 経過記録については玉野山田荘褥瘡対策チームにて随時検討し、感染対策委員会にて経過報告する。

#### 附 則

この指針は、平成26年8月1日から施行する。

この指針は、平成31年3月7日に見直し継続する。

この指針は、令和7年6月1日に見直し施行する。